

しらかわLAB事業業務委託仕様書

1 業務委託の名称

しらかわLAB事業業務委託

2 業務の目的

本事業では、本市の中小企業に勤務する若者や子育て中の女性をはじめとする、性別や年齢、国籍など多様なバックグラウンドを持った人々の現状について把握し、問題となっている若年女性人口の流出を防ぐための課題を浮き彫りにした上で、行政と連携を図りながら、地域の定住促進及び地元企業の人材不足解消につなげていくことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）までとする。

4 委託業務の内容

(1) 事業内容の企画及び運営

市内の中小企業に勤務する若手や子育て中の社員（以下「社員」という。）を対象に、「移住定住（Uターン）」・「人手不足」・「女性が活躍できる職場環境」・「人口減少（少子化対策）」など本市が持つ課題について考えるきっかけを生むことができるワークショップを開催するとともに、成果発表会も企画・運営する。

①社員の確保

ア 社員の確保にあたっては、市内の中小企業に対して、本事業の趣旨を説明し社員の参加に対して事前に理解を得ておくこと。

イ 20名程度の社員を確保すること。その際、性別はできるだけ偏らないようにすること。

ウ 社員は、幅広い職種から選定すること。

エ ファシリテーターを配置して参加者同士の交流を促進すること。

オ ワークショップ等の開催にあたっては、社員が出席しやすい日時に配慮すること。

②ワークショップ、成果発表会の内容

ア ワークショップについては、年5回程度を開催すること。

イ ワークショップは、1回あたり2時間程度とし、参加する社員を複数のグループに分けて実施すること。

ウ 成果発表会については、ワークショップ等を通じてまとめた成果を発表する

場を設けること。

③広報活動、PR活動

ア 各回で行われたワークショップの経過報告について、SNS等で広く情報発信すること。

イ 社員の派遣に協力いただいた企業に対しても情報共有化を図ること。

5 想定スケジュール

	令和6年			令和7年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
プロポーザル実施	★			
契約締結		★		
参加者募集		➡		
ワークショップ開催		➡		
成果発表会				★
報告書作成・提出				★

6 委託業務の進め方

(1) 実施計画書

受託者は、委託契約締結後、速やかに「実施計画書」（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、経費内訳等を含む。）を市に提出し、承認を得ること。

(2) 進捗管理

- ①定期的に作業の進捗状況を確認し、作業上の問題点を早期に把握することにより予定期間内に作業を終了させること。
- ②定期報告のほか、事業全体について市から指示があった際には、その指示に従い報告すること。

7 納入成果物

(1) 納品物

本業務の納品物は次のとおりとする。ただし、企画提案の内容により変更する場合がある。

- ①実施計画書（委託契約後速やかに）
- ②各回で行ったワークショップの内容をまとめた報告書
- ③ワークショップ時の状況写真
- ④その他関係資料
- ⑤完了報告書（業務委託終了時）

(2) 納入期限

令和7年3月28日(金)

(3) 納入場所

〒961-0053 白河市中田140

白河市産業部商工課商工振興係

TEL : 0248-21-5910

E-mail : shoko@city.shirakawa.fukushima.jp

8 留意事項

- (1) 受託者は、本事業が円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を予算の範囲内で調達すること。
- (3) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せを設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (4) 受託者は、ワークショップ参加者の個人情報等、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 著作権をはじめ本業務の成果品における一切の権利は、市に帰属すること。
- (6) 専門的な知識や技術を要する業務(コーディネート)などの第三者への委託は可能とするが、管理運営に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。
- (7) 業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。